



バイエル

サプライヤー のための行動規範

持続可能性は、バイエル・バリューにとって重要な要素であり、当社のビジネス戦略にとって欠かすことのできない一부를なしています。



目次

前文	3
1. 倫理	4
2. 労働	5
3. 健康、安全、環境、品質	6
4. マネジメントシステム	8
参考資料	9

前文

「持続可能な発展」は現在から将来にわたり地球に暮らす人々のクオリティ・オブ・ライフ (QOL) の向上に貢献する一方で、地球を害することなく、あるいは地球の資源を枯渇させることなく経済成長を維持するための世界的に認められている取り組みです。持続可能性はあらゆる企業を成功へ導き、将来の発展を守ることに大きく寄与すると考えられています。

バイエルは、**国連グローバル・コンパクト**の創設メンバー企業の一社として、事業と戦略を常に見直すことで、人権、労働、環境、不正防止の分野で、普遍的に受け入れられている10原則を遵守しています。

バイエルはまた1994年以来、健康、安全、環境への取り組みを継続的に改善しているほかの企業とともに、化学工業界における自発的な**Responsible Care initiative**を支持してきました。

バイエルは**Pharmaceutical Supply Chain Initiative (PSCI)**、そして**Together for Sustainability Initiative (TfS)**の一員として、倫理、労働者の権利、安全衛生、環境および関連するマネジメントシステムの原則を全面的に支持しています。

バイエルサプライヤーのための行動規範は、バイエルグループのいくつかの重要な内部規程にも盛り込まれている「持続可能性」の揺るぎない原則を考慮して作られています。

// **持続可能性**は、バイエル・バリューにとって重要な要素であり、当社のビジネス戦略にとって欠かすことのできない一部をなしています。

// **Sustainable Development Policy**に沿って、バイエルは持続可能な発展の原則に対するコミットメントを明確に定義しています。

// バイエルの**Human Rights Position**は、人権と労働条件について国際的に認められた原則を支持していることを企業グループ内に広く明確に示しています。

// バイエルの**Corporate Compliance Policy**は、社員が倫理的に行動し、法律を遵守するところが、企業にとって何よりも重要であるということを示しています。

これらすべての活動は、バイエルが、社会性、環境保護、倫理面におけるそれぞれの基準に照らし合わせ、どのように責任を負っているか、バイエルグループ企業が持続可能な発展の原則を日々の事業の中で、どのように実行に移しているかを明確に示すものです。

バイエルは、サプライヤーのための行動規範に示されている原則をすべてのサプライヤーに共有していただくことを**期待し**、それを**協業するサプライヤーの選択と評価の要素**として位置づけています。さらにサプライヤーには、サプライチェーンの全般にわたってこれらの基準を遵守することを求めています。

持続可能性をどのように日々のビジネスで実行に移すべきかについて相互理解を深めるといことが、本文章をサプライヤーの方々にお届けする目的です。



1. 倫理

社会的責任を果たすため、バイエルはビジネスパートナーであるサプライヤーの方々にはビジネスを倫理的な方法で遂行し、誠実に行動することを求めています。倫理的要件には以下の項目が含まれます：

誠実なビジネス

いかなる不正・恐喝・横領も行わない、また容認しない。賄賂その他の不法行為にあたる物品やサービスの受領も提供もしない。バイエル社員に対し、贈答品あるいは他の個人的な利益に資するものを提供しない。

公正な競争

公正な競争のもと独占禁止法に則ってビジネスを遂行する。

プライバシーと知的財産

守秘義務を守り、知りえた情報を適切な用途にのみ使用する。自社およびバイエルの個人情報ならびに知的財産権を保護する。

内部通報システムの設置

サプライヤーの職場における懸念事項や潜在的な不正行為を通報する制度を設ける。サプライヤーは通報があった場合、その内容を極秘に取り扱い、調査を行い、必要に応じて是正措置を講じる。

臨床試験の実施基準

国際的ガイドライン、最新の国と地方の法律や規制、最高水準の医療、科学、倫理の方針、とりわけヘルシンキ宣言に従って、臨床実験を実施する。

動物虐待防止

動物実験が不可欠な場合は最小限にとどめ、可能な限り、科学的に有効で合法的な代価法を採用する。

紛争地の鉱物

バイエルに提供する製品に、直接的または非直接的に武装グループへの資金提供または利益に資するような、紛争地域原産の鉱物を原料とする金属またはその派生物が含まれていないことを確認する。



2. 労働

労働者の人権を守り、尊厳と敬意をもって社員に接することも求められます。これには以下の項目が含まれます：

児童就労の回避

バイエルは、サプライチェーンプロセスにおいて児童就労を容認しない。ILO²（国際労働機関）の基本労働基準および国連グローバル・コンパクトの原則に従い、事業におけるあらゆる児童就労を回避する。

雇用選択の自由

バイエルは、サプライチェーンプロセスにおいて奴隷労働、強制労働、拘束労働、および人身売買を容認しない。本人の意思によらない労働もまた禁止されている。

多様性および一体性

すべての社員に公平に接することを企業原則とする。典型的な差別的取扱いとは、意識的か無意識かを問わず、社員の不適切な特徴、例えば人種、国籍、性別、年齢、身体的特徴、社会的出自、障がい、労働組合への加入の有無、宗教、家族状況、妊娠、性的指向、性同一性、性別表現その他適用法において違法な基準を考慮に入れることである。自社の社員に対するいかなるハラスメントも禁じる。バイエルは、受容的かつ協力的な職場環境の提供と、社員ならびに下請け業者の選択決定における多様性の追求を奨励する。

公正な待遇

社員に対する性的嫌がらせ・虐待、身体的懲罰、拷問、精神的・身体的強要、あるいは暴言やそのような待遇を思わせるすべての脅威を廃し、過酷で非人間的な扱いのない職場を提供する。さらに社員の実績との関連で、雇用契約を終了させることが法律によって認められていることが明記されている明らかな証拠を提示せずに、不当に雇用契約を終了してはならない。

労働時間、給与、給付

社員の労働時間は、該当する国の法律が定めた最長時間を越えてはならない。社員に支払われる報酬は、当該国の賃金に関する法律に従い、適切な生活水準を保証する。法律や条例で別途定めのない限り、基本賃金から懲罰目的で金額を差し引くことは許されない（これは、契約または法律に基づく損害賠償の権利を除外するものではない）。公正で優れた給与および福利厚生制度を社員に提供する。給与および福利厚生は、社員およびその家族の適切な生活水準の実現を目的とする。社員は決められた期日に支払いを受ける。社員に十分なトレーニングと教育の機会を提供することが推奨される。

結社の自由

自社の社員や労働者の代表との間でオープンかつ建設的な対話を約束する。法律や条例に基づき、自社の社員に対し、結社の自由、労働組合への加入、代表の選出、労働協議への参加、集団交渉への関わりに対する権利を尊重する。労働者の代表となって行動する社員に不利な待遇を与えない。

² 1973年 Minimum Age Convention（第138号）、
1999年 Worst Forms of Child Labour Convention（第182号）



3. 健康、安全、環境、品質

安全で健全な職場環境、そして必要な場合は、安全で健全な宿舍の提供と、環境に配慮した効率的な運営方法の実施も求められます。またサプライヤーはビジネスプロセスにおいて品質を重視することが期待されます。この分野は以下の項目で構成されます：

品質に関する条件

バイエルのニーズを常に満たし、保証された通りのパフォーマンスを示し、安全に使用できる商品とサービスを提供するため、一般的に認識されるかまたは契約によって同意した品質要件を満たす。

健康、安全、環境、品質規則

品質、健康、安全、環境に関し適用される規則を遵守する。必要な認可、免許、情報登録、規制はすべて取得、維持、更新し、業務上および報告の義務を果たす。

製品の安全性

すべての有害物質に関して安全に関する必要情報を全て記載した製品安全データシートを準備し、正当な必要性がある場合は、バイエルおよび他の関係者に提供する。

職業上の健康と安全

職場での化学的、生物学的、物理的な危険および肉体的に負担の大きい任務、ならびに社員が利用する基本施設に関連するリスクから社員を守る。職場における健康と安全に関するリスクの軽減のため、適切な管理、安全な仕事の手順、未然防止のためのメンテナンス、必要な技術的保護対策を提供する。十分な危険管理が不可能な場合、個人用に適切な防護用具を提供する。危険物³（中間生成物に含まれる化合物など）に関する安全情報を従業員の教育、訓練、危険からの保護に利用する。安全かつ健康的な職場環境には、最低限の飲料水、適度な照明、気温、換気、衛生、そして必要な場合は、安全で衛生的な宿舍が含まれる。

工程の安全性

全業務の運営、維持および安全基準に従って製品の製造、サービスの提供をするため安全プログラムを備える。製品に関連した問題および商品について、いかなる時点でも強い影響を及ぼしそうな課題に取り組む。危険物の導入に際し、随時リスク分析を行い、化学物質の放出、爆発等の事故発生予防策を講じる。

³ UN GHS（国連世界調和システム）の定義による



3. 健康、安全、環境、品質

緊急時の備え、リスク情報、トレーニング

職場のリスクに対する安全情報を備え、社員は訓練を受け適切に保護を受ける。職場における緊急事態の可能性、潜在性を特定、判断し、緊急時に備えと対応策を実施し、影響を最小限に抑える。

廃棄物と排出量

廃棄物、排気、排水を安全に処理、移送、保管、リサイクル、管理することが出来る体制もしくはシステムの確立。上記の廃棄物、排気、排水の取扱時、人体もしくは環境に悪影響を及ぼす可能性がある物質を、環境に放出する前に、適切に測定、管理、監視する。過失による環境への流出や放出を防止もしくは最小限にするためのシステムの確立。

資源保護と気候保全

天然資源（水、エネルギー源、原材料など）は経済的に使用する。環境と気候へのマイナスの影響は、材料の調達時点、あるいは製造・メンテナンス・設備の稼働状況の改善、原材料の代替・リサイクル・再利用などにより、最小限に抑えるか排除する。消費電力と温室効果ガス排出量の削減を推進するため、気候に配慮した製品と工程の開発および使用に取り組む。

セキュリティ

サプライチェーン全体において適切なセキュリティ対策を講じる。原産地から仕向地まで、およびその間の全ての地点において、バイエルへの輸送を完璧に行なうために計画されたプロセスおよび基準を守る。

バイエルの製品、使用可能な部品、原料ならびに対応するノウハウが偽造者や第三者の手に渡るのを防ぎ、正規のサプライチェーン内にとどまるよう、サプライヤーの責任における必要かつ適切な措置を実施する。



4. マネジメントシステム

適用される法律の遵守とサプライヤーのための行動規範に定められた事項の継続的な改善を徹底するマネジメントシステムの遂行が望まれます。これには以下の項目が含まれます：

法的およびその他の条件

適用されるすべての法律、規則、契約による合意事項、一般的に認められる規範に従う。

サプライチェーンにおける持続可能な基準の通知

サプライチェーン上の各プロセスにおいても、サプライヤーのための行動規範で定められた原則を周知させる。

コミットメントと責任

適切な資源配分により、サプライヤーのための行動規範で定められている事項を遂行する。

リスクマネジメント

「サプライヤーのための行動規範」と適用法規で要求されるすべての分野においてリスクを特定し、確定し、管理する仕組みを導入する。

書類の作成

「サプライヤーのための行動規範」に記載されている原則および価値観が社内で共有されていることを明確に示す書面を作成する。この書面は双方の合意のもとに、バイエルが見直すこともありえる。

社内教育とコンピテンシー

社内のマネージャーおよび社員が「サプライヤーのための行動規範」、適用法規および規則、一般的に認められる規範の内容に関する十分な理解・知識を習熟できるよう適切な研修方法を確立する。

継続的な改善

適切な方法を用いて持続可能な行動をとり、その行動継続的に改善する。

参考資料

1) 社外の情報源

- // **Declaration of Helsinki** <https://www.wma.net/what-we-do/medical-ethics/declaration-of-helsinki/>
- // **International Labour Standards (ILO)**
<http://www.ilo.org/public/english/standards/norm/whatare/fundam/index.htm.ilo.org>
- // **OECD Guidelines for Multinational Enterprises** <http://www.oecd.org>
- // **OECD Guiding Principles for Chemical Accident, Prevention, Preparedness and Response**
<http://www.oecd.org/env/ehs/chemical-accidents/Guiding-principles-chemical-accident.pdf>
- // **Pharmaceutical Supply Chain Initiative** <http://www.pharmaceuticalsupplychain.org>
- // **Responsible Care Global Charter** <https://www.icca-chem.org/responsible-care-global-charter/>
- // **Together for Sustainability** <http://www.tfs-initiative.com>
- // **United Nations Global Compact** <http://www.unglobalcompact.org>
- // **Universal Declaration on Human Rights** <http://www.un.org/Overview/rights.html>

2) バイエル固有の情報源

- // **Biodiversity** <http://www.bayer.com/en/position-biodiversity.aspx>
- // **Bayer Principles for Animal Welfare and Animal Studies**
<https://www.animalstudies.bayer.com/>
- // **Bayer Position on Human Rights** <http://www.bayer.com/en/bayer-human-rights-position.aspx>
- // **Bayer Responsible Care Position** <http://www.bayer.com/en/Responsible-Care.aspx>
- // **Bayer Sustainable Development Policy**
<http://www.bayer.com/en/Sustainable-Development-Policy.aspx>
- // **Corporate Compliance Policy** <http://www.bayer.com/en/Corporate-Compliance-Program.aspx>
- // **Sustainability at Bayer** <http://www.bayer.com/en/Sustainability-and-Commitment.aspx>
- // **Water Position** <http://www.bayer.com/en/bayer-water-position.aspx>

